

令和 6 年 1 月 17 日

一般競争入札公告

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
理 事 長 矢 作 裕 一

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団が発注する「防犯カメラシステム調達及び保守サポート業務」に係る一般競争入札について、社会福祉法人戸田市社会福祉事業団経理規程第71条に基づき、次の通り公告する。

1. 入札対象

- (1) 件 名 防犯カメラシステム調達及び保守サポート業務
- (2) 設置場所 埼玉県戸田市大字上戸田5番地の4 戸田市立健康福祉の杜
発注者の指定する場所に設置
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4規程に該当しないこと。
- (2) 戸田市入札参加資格者名簿登録者であること。

3. 競争参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び戸田市入札参加資格審査申請書の写し各1部を持参により提出することとする。
 - ① 申請等の受付日時・場所
 - ・令和6年1月17日（水）～令和6年1月30日（火）
いずれも土日祝日を除く9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く）
 - ・場 所 戸田市大字上戸田5番地の7
社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 2階総務課
 - ② 申請書、資料の作成説明会
実施しない。
 - ③ 競争参加者資格の確認は、申請書の提出日に行う。戸田市入札参加資格審査申請書の写しにより戸田市入札参加資格者名簿登録者であることを確認した後、仕様書・質疑書・入札書を配布する。
- (2) 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、次の日時・場所に書面を持参しなければならない。
 - ・令和6年1月31日（水）10時から12時まで
 - ・場所 戸田市大字上戸田5番地の7
社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 2階総務課
- (3) 受付日時までに申請書を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

4. 仕様書についての質疑応答

- ① 質疑提出期限 令和6年2月1日（木）12時まで
- ② 質疑提出先 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 総務課

- ③ 質疑提出方法 質疑書に内容を簡潔にまとめて記載し、E-Mail 又は、F A Xで提出すること。質疑がない場合は「質疑なし」と明記して提出すること。
送信後速やかに受付確認を電話により行うこと。
(E-Mail : tegami@toda-fukushinomori.or.jp FAX:048-432-2324)
- ④ 質疑回答日時 令和6年2月2日(金) 15時から
- ⑤ 事業団ホームページにて公表する。それ以降となる場合は連絡する。

5. 現場説明会 実施しない。現場調査は随時個別に受付ける。

6. 競争入札の執行の日時及び場所

- ・令和6年2月7日(水) 10時30分から
- ・場所 戸田市大字上戸田5番地の7
社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 2階会議室

7. 入札にお持ち頂く物

- ① 札書 3枚(うち1枚は金額を明記しておくこと。)
- ② 封筒(入札書を入れるもの、表と裏には必要事項記載のこと)、封緘はしない。
- ③ 委任状(代理出席者の方のみ)
- ④ 出席者の印鑑(認印)

8. 入札方法

- (1) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の関係法令を遵守すること。
- (3) 入札書は社会福祉法人戸田市社会福祉事業団指定の様式とし、入札額は消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- (4) 委任状は任意の様式とする。
- (5) 提出した入札書の引換え又は変更を認めない。
- (6) 予定価格は事後公表とする。
- (7) 落札者は、最低制限価格を超え、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格のものとする。
- (8) 初度入札で落札者が出ない場合、再度入札を2回まで行う(都合3回)
- (9) 初度入札に参加しない者または前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再度入札に参加することができない。
- (10) 同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、くじ(抽選)により落札者を決定する。
- (11) 再々度入札でも予定価格に達しない場合は、入札を不調とし、最低価格提示者との個別協議とする。
- (12) 落札者または個別協議による随意契約者は入札金額見積内訳書を提出すること。

9. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ① 入札について談合その他不正行為があったと認められる場合
 - ② 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
 - ③ 入札書に記載した事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ④ 押印された印影が明らかでないもの
 - ⑤ 入札金額が訂正された入札書で入札した場合
 - ⑥ 不備な入札金額見積内訳書の提出があった場合
 - ⑦ 入札執行日時に到着しない場合
 - ⑧ 入札書を2通以上提出した場合

- ⑨ 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
 - ⑩ 代理人が委任状を持参しない場合
 - ⑪ 入札後に辞退を申出て、その申出を受理された者が入札した場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。
- (3) 競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に地方公共団体から指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (4) 入札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

10. その他

- (1) 本件について、埼玉県から指導があった場合はこれに従うものとする。
- (2) 提出された資料の返却は行わない。ただし、公表や無断で他の目的に使用することはしない。
- (3) 本件についての連絡先は次のとおりである。

発注者

埼玉県戸田市大字上戸田5番地の7

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 理事長 やはぎ ひろかず 矢作 裕一

事務担当：総務課 杉田

電 話：048-432-2222

FAX：048-432-2324